

# 電気供給業に係る法人事業税の課税方式改正について

令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、課税方式が変わります。

## 1 課税方式の変更

(地方税法(以下「法」という。)第72条の2第1項 第2号、第3号)

【改正前】

区分	課税方式
全ての電気供給業	収入割額

【改正後】

事業の区分	課税方式	
	資本金の額(又は出資金の額)が1億円を超える法人 【外形標準課税法人】(※1)	左記以外の法人 【普通法人・特別法人等】
小売電気事業等・発電事業等 <u>以外</u> の電気供給業(第2号) (※2)	収入割額	
<b>【新設】</b> 小売電気事業等・発電事業等(第3号)	収入割額+付加価値割額 +資本割額	収入割額 + 所得割額

(※1)公益法人等、特別法人、人格のない社団等、みなし課税法人、投資法人、特定目的会社、一般社団・一般財団法人を除きます。なお、資本金の額又は出資金の額の判定時期については、事業年度終了の日(仮決算による中間申告にあっては事業年度開始の日から6月の期間の末日、清算中の法人にあっては、解散の日)の現況によります。

(※2)特定のガス供給業、保険業 等もこの区分に含まれます。

**小売電気事業等は以下の①及び②、発電事業等は以下の⑦及び⑧です。**

法第72条の2第1項第3号、法施行規則第3条の14

(③～⑥:法第72条の48第3項第2号、法施行規則第6条の2)

事業種別	概要
①小売電気事業	電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業
②小売電気事業に準ずるものとして総務省令で定める事業	他の者の需要に応じ電気を供給する事業(③、⑥、⑦及び⑧を除く)
③一般送配電事業	電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業
④送電事業	電気事業法第2条第1項第10号に規定する送電事業
⑤送電事業に準ずるものとして総務省令で定める事業	自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物(※)により③を行う者に振替供給を行う事業(③及び④を除く)
⑥特定送配電事業	電気事業法第2条第1項第12号に規定する特定送配電事業
⑦発電事業	電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業
⑧発電事業に準ずるものとして総務省令で定める事業	自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物(※)を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電する事業 なお、当該電気を発電する事業と併せて他の者の需要に応じ当該電気を供給する場合には、当該供給を行う事業(①、③及び⑥を除く)を含む

(※)電気工作物:電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物

## 2 税率の変更

(法第72条の24の7第3項)

小売電気事業等又は発電事業等(法第72条の2第1項第3号に掲げる事業)を行う法人に適用される税率は以下のとおりです。

なお、改正に伴い中間・確定申告書(第6号様式)及び予定申告書(第6号の3様式)に、それぞれ(その2)が追加されましたので当該様式を使用して申告して下さい。また、所得等課税事業(法第72条の2第1項第1号に掲げる事業)を併せて行う場合、第6号様式別表9、別表5の2など、それぞれの事業ごとに記載して提出していただくことになりました。

区分	課税標準	税率		第6号様式(その2) 【新様式】該当箇所	
		R1年10月1日～ R2年3月31日まで に開始する事業年度	R2年4月1日 以後に開始す る事業年度		
法人事業税	資本金の額 (又は出資金の額) が1億円を超 える法人	付加価値割	—	0.37%	④1欄 付加価値額総額 ④2欄 付加価値額、税率、税額
		資本割	—	0.15%	④3欄 資本金等の額総額 ④4欄 資本金等の額、税率、税額
	【外形標準課 税法人】	収入割	1.0%	0.75%	④5欄 収入金額総額 ④6欄 収入金額、税率、税額
	上記以外の法人 【普通法人・ 特別法人等】	所得割	—	1.85%	③9欄 所得金額総額 ④0欄 所得金額、税率、税額
		収入割	1.0%	0.75%	④5欄 収入金額総額 ④6欄 収入金額、税率、税額
特別法人事業税(※)	法人事業税 の収入割額	30.0%	40.0%	⑥6欄 課税標準額、税率、税額	

(※)特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第7条第5項

### 【参考】地方税法の施行に関する取扱いについて(道府県税関係)第3章の用語

- ①所得等課税事業 : 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業(以下の②、③以外の事業税課税事業)
- ②収入金額課税事業 : 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業(送配電事業、特定のガス供給業、保険業等)
- ③収入金額等課税事業 : 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業(小売電気事業等及び発電事業等)

## 3 所得の計算に関する経過措置

(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第6条第2項)

従来、小売電気事業等又は発電事業等を行っていた法人のうち、改正により所得割額を収入割額に合わせて申告を行う場合は、経過措置があります。

令和2年4月1日以後最初に開始する事業年度(以下「最初事業年度」といいます。)開始の日の前日を含む事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等を行っていた法人が、小売電気事業等又は発電事業等に係る所得割の課税標準を算定する場合には、最初事業年度開始の日前10年以内に開始する各事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等に係る所得を、法人税の課税標準となる所得(個別所得金額)の計算の例により算定していたものとみなします。